福岡県生活困窮世帯のこどもの未来選択応援事業支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、生活困窮世帯のこどもが将来の希望を踏まえた進学先を選択できるよう、大学等への進学を後押しするため、大学等受験料及び模擬試験受験料に対して、予算の範囲内において福岡県生活困窮世帯のこどもの未来選択応援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　「こども」とは、年齢が20歳未満の者をいう。

二　「ひとり親家庭」とは、現に婚姻をしていない者が、こどもを扶養している家庭（母子家庭及び父子家庭）をいう。

三　「養育者家庭」とは、父母のないこどもが養育者（祖父母等）により養育されている家庭をいう。

四　「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（４年時）をいう。

（実施主体）

第３条　本事業の実施主体は、福岡県（以下「県」という。）とする。

（実施地域）

第４条　本事業の実施地域は、県内の町村部とする。

（交付対象者）

第５条　本事業の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請時において20 歳未満のこども又はそのこどもを現に扶養している者のいずれかが県内の町村に住所を有している者であって、（１）に該当し、かつ（２）又は（３）に該当する者とする。

（１）県が実施する生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「福岡

県生活困窮世帯のこどもの進学支援事業」に登録等しているこども又はそのこどもを現に扶養している者

（２）ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年度（４月から５月までに申請する場合にあっては、前年度）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第６条の７の規定は適用しない。）

（３）（２）に規定している者以外の者であって、（１）に規定しているこどもと同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。）が申請する月の属する年度（４月から５月までに申請する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

（支援金の交付額）

第６条　支援金の額は、受験に要した費用のうち、次の各号の区分に応じた額とする。ただし、本要綱に基づく支援金と同様の補助金等を他の自治体から受給している場合は、対象外とする。

（１）大学等受験料

大学等を受験する際に受験料として支払った費用（ただし、その額がこども１人あたり53,000 円を超えるときは53,000 円とする。）

（２）模擬試験受験料

大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った費用（ただし、その額がこども１人あたり8,000 円を超えるときは8,000 円とする。）

（支援金の申請）

第７条　支援金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに福岡県生活困窮世帯のこどもの未来選択応援事業支援金交付申請書（請求書）（第１号様式）に、次の（１）から（３）に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（１）支援金の交付対象者であることが確認できる書類
（２）支援金の交付対象経費の支出を確認できる書類
（３）その他知事が必要と認める書類

（支援金の交付決定及び通知）
第８条　知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、支援金を交付することを決定した場合は、福岡県生活困窮世帯のこどもの未来選択応援事業支援金交付決定通知書（第２号様式）により、支援金を交付しないことを決定した場合は、福岡県生活困窮世帯のこどもの未来選択応援事業支援金不交付決定通知書（第３号様式）により、通知するものとする。

（支援金の交付）
第９条　知事は、前条により支援金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対して、通知した日から起算して３０日以内に支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）
第１０条　知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福岡県生活困窮世帯のこどもの未来選択応援事業支援金交付決定取消通知書（第４号様式）により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）交付対象者に該当しないことが判明した場合
（２）支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
（３）その他、偽り等不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合

（支援金の返還）
第１１条　知事は、支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（暴力団の排除）
第１２条　知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定め

る他の規定にかかわらず、支援金を交付しないものとする。

（１）福岡県暴力団排除条例（平成２１年福岡県条例第５９号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員

（２）暴排条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（３）第１号の暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者

２　知事は、前項各号についての該当の有無を確認するため、申請者に対し、当該申請者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和８年８月１日から施行し、令和８年度の支援金から適用する。